

## 桔梗が丘自治連合協議会ホームページ等管理運用規定

### (定義)

第1条 この規定は、協議会規約第94条（情報公開）に基づき、「桔梗が丘自治連合協議会ホームページ等」（以下、協議会ホームページという）の管理運用について定める。

### (目的)

第2条 協議会ホームページは、名張市地域づくり組織条例第16条（情報公開）に基づく名張市地域づくりポータルサイト「eまちなばり」及びSNSを通じて、協議会の活動を広く住民に公開することにより、豊かですみよい安全・安心なまちづくり「ひとの心が織りなす“ほっとまち”桔梗が丘」を創造することを目的とする。

### (所管)

第3条 協議会ホームページの管理運用の所管は、協議会規約施行規則第3条（委員会の業務範囲）により広報委員会とする。

### (管理運用)

第4条 協議会ホームページ及びSNSの管理運用について以下に定める。

- (1) 協議会ホームページ及びSNSの管理責任者は桔梗が丘自治連合協議会会長とする。
- (2) 協議会ホームページ及びSNSの運用は広報委員会が行い、サイトへの投稿等実務は広報委員会の指示により事務局が行う。
- (3) SNSとして、LINE・Facebookを使用して情報発信を行う。
- (4) 広報委員会は、適時、ホームページ及びSNSの情報を確認し適正な運用に務める。

### (投稿禁止)

第5条 協議会規約施行規則第7条（非公開の情報）に定める以下の情報は、協議会ホームページに投稿してはならない。

- (1) 個人のプライバシーの保護等に関わる個人情報  
(写真掲載については広報紙と同様、当該関係者に情報発信の了解を得る)
- (2) 法人及び団体等の権利侵害等に及ぶ情報
- (3) 協議会の会議等における個人が特定される発言等の情報及び意思決定の中立性が損なわれると判断される情報
- (4) 許可を得ていない第三者が作成した文書、写真、画像等の情報

### 附則

この規定は、令和3年7月24日から施行する。

この改訂規定は、令和4年10月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。